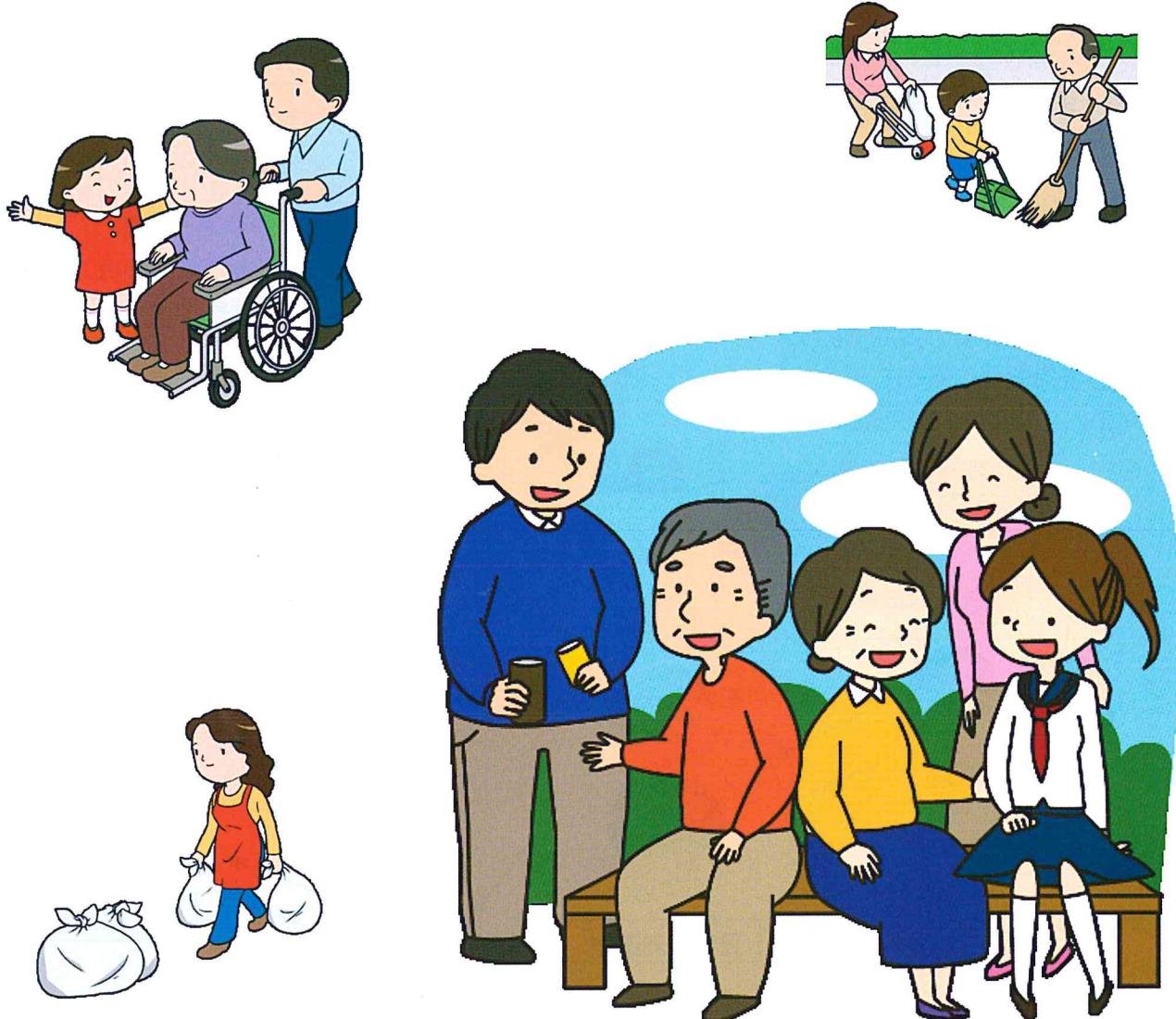


見守り活動推進マニュアル

～誰もが安心して暮らせる「見守りネットワークづくり」を目指して～



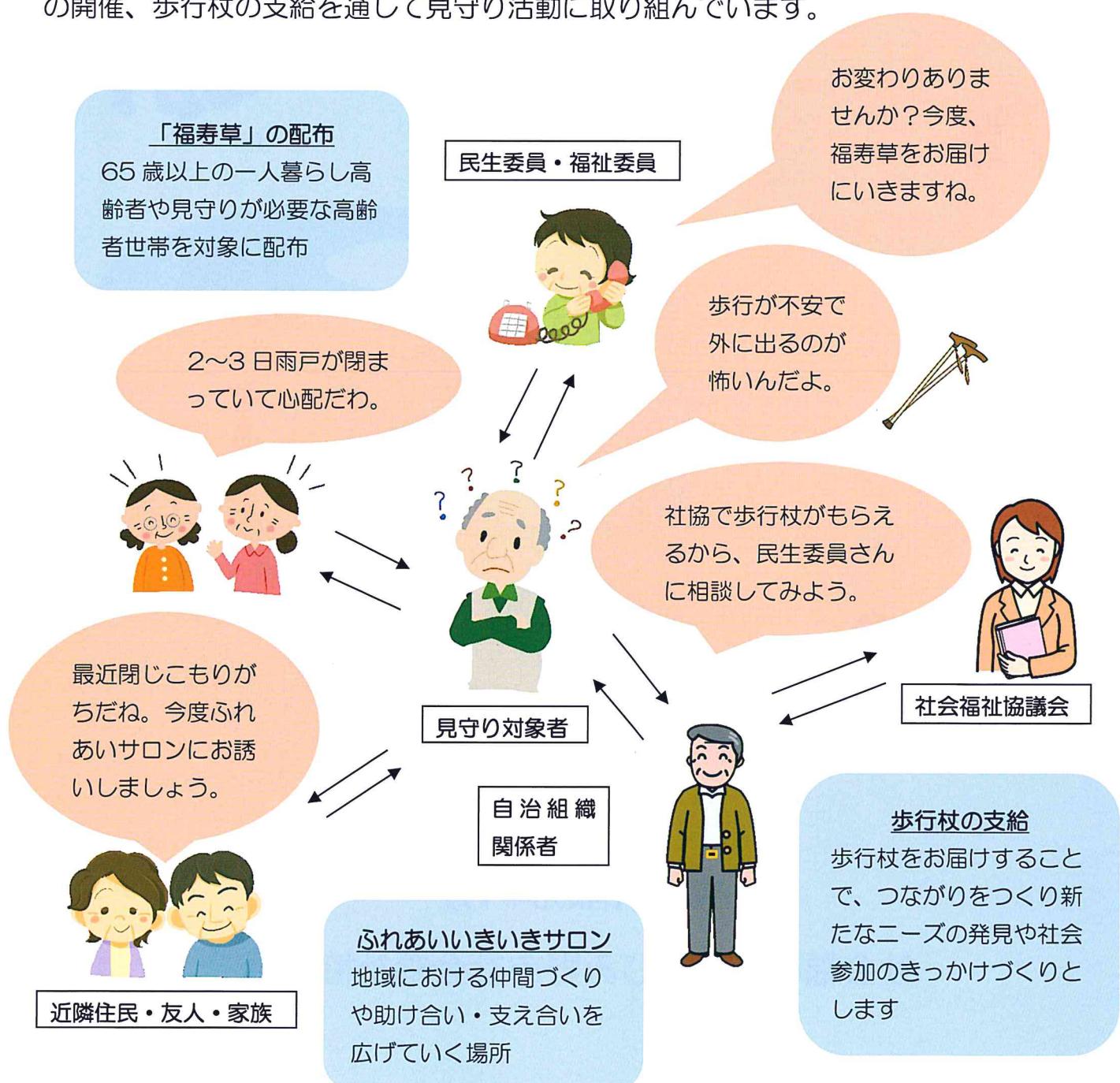
発行 令和元年7月

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

1. 社協における見守り活動とは？

近年、ライフスタイルの変化を背景に、地域とのつながりが弱まり、一人暮らし高齢者などの「社会的孤立」が全国的な課題となっています。

ふじみ野市社会福祉協議会では、民生委員・児童委員、社協支部福祉委員、自治組織関係者など様々な方々とともに、「地域に住む一人ひとりを大切に地域で守る」ことを目標とし、見守りチームの設置、高齢者情報誌「福寿草」の発行及び配布、ふれあい・いきいきサロンの開催、歩行杖の支給を通して見守り活動に取り組んでいます。



[見守り活動の効果]



★ 見守られる人にとっては・・・「安心感」

→困ったときに相談できたり、助けてくれる人がいる

★ 見守る人にとっては・・・「充実感」

→地域の役に立っている

福祉制度やサービスに対する理解が深まる



★ 地域にとっては・・・「連帯感」

→住民同士のつながりが強くなり、安心・安全なまちづくりの一歩となる



2. 見守りチームを設置する

[1]見守りチームとは？

見守り対象者に対し、親族や近隣住民、支部福祉委員、民生委員・児童委員、自治組織の関係者など3名以上で構成された見守りを行うチームです。

[2]対象者は？



見守りが必要と思われる一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯

加齢や認知症などの疾病により、日常生活に支障や不安のある方や近隣住民との関係が希薄な方など

* 見守り対象者については、社協支部長と民生委員・児童委員と協議のうえ、

個人情報に十分配慮して決めましょう。



[3]対象者が決まつたら？



《本人の意向を確認しましょう》

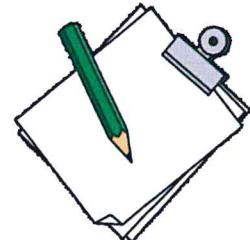
見守り活動を始める前に、当事者である本人の意向を確認してください。
その際、見守りの目的や具体的な方法なども確認しておきます。

《確認事項》

- ★ 見守り活動の目的
- ★ 見守りチームが本人を見守ることについての同意
- ★ 見守りチームメンバーの紹介
- ★ 見守る方法について

(例) 家の外から見守る・電話での安否確認・路上でのあいさつ
や声掛け・見守りチームメンバーによる訪問

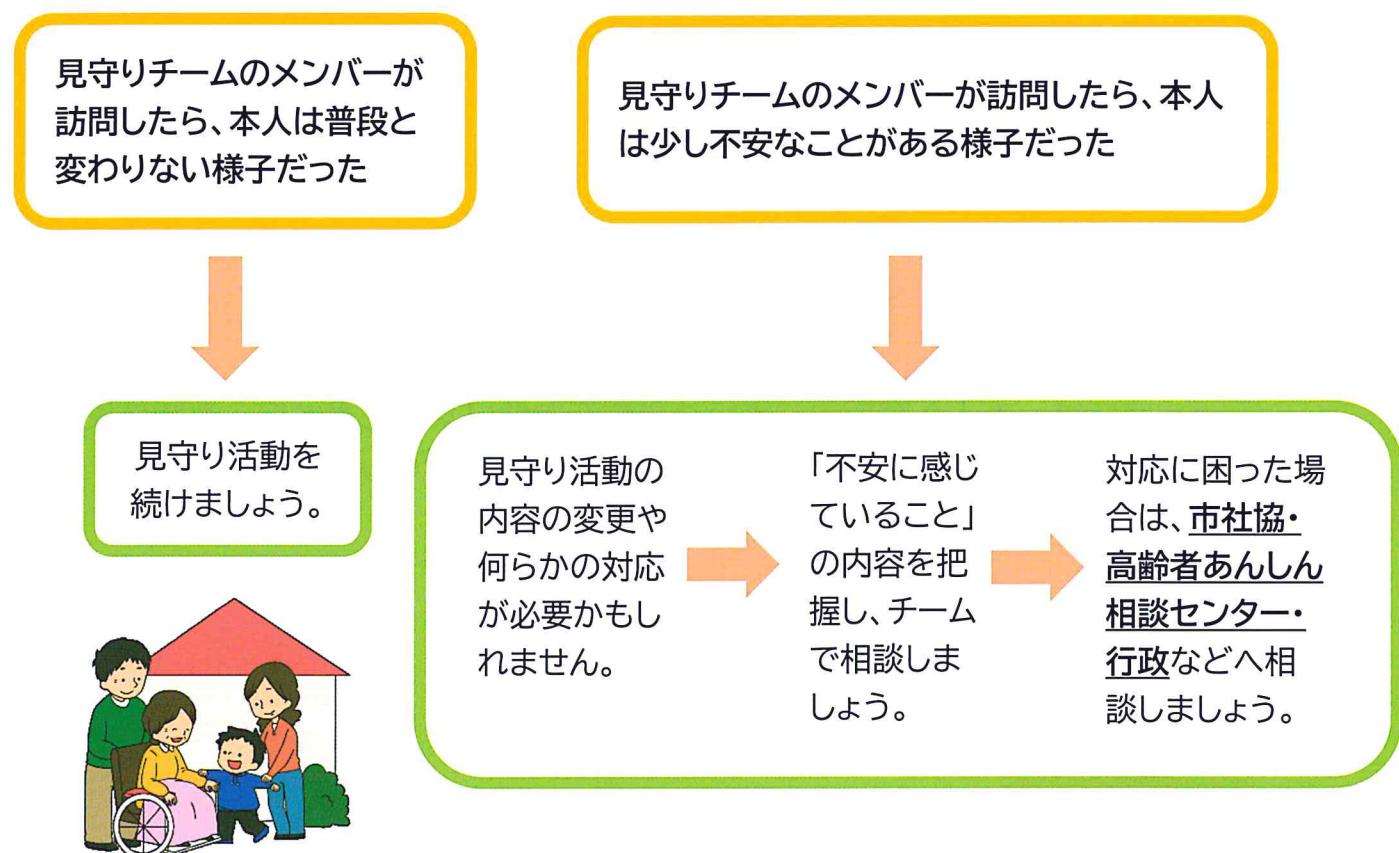
- ★ プライバシーの保持（守秘義務）について



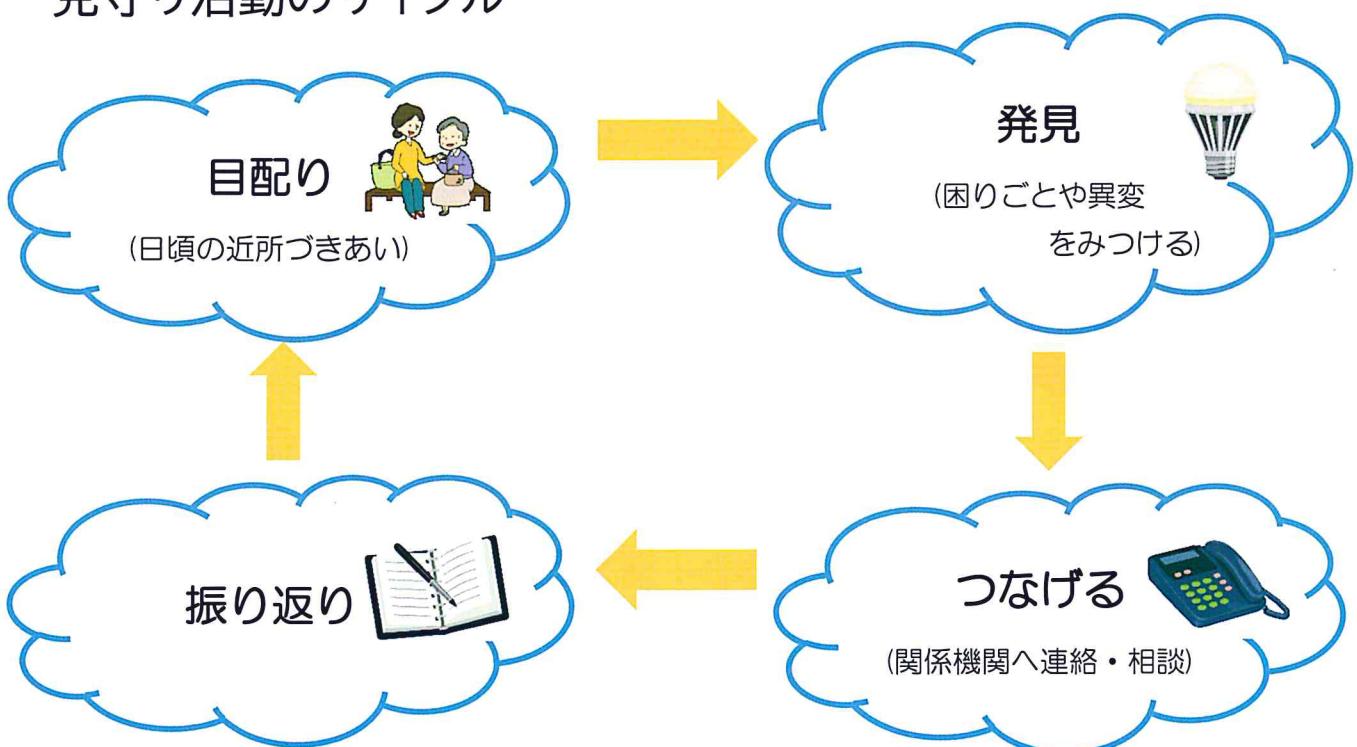
本人が見守りを希望しない場合は…

本人が見守りを希望しない場合であっても、認知症などのため正しい判断が難しい場合や、近隣の方々が心配している場合もあります。
本人の負担にならない程度に遠くからそっと見る、ふれあい・いきいきサロンに誘つてみるなど、日頃の近所づきあいを通して自然な形での見守りをお願いします。

3. 見守りチームの活動が始まったら



～見守り活動のサイクル～



[4]チームのメンバーは？

- 社協支部福祉委員
- 民生委員・児童委員
- 自治組織関係者



«こんな方々がメンバーに加わると心強いです»

- 近隣住民

一番異変に気付きやすいのは、近隣の方々です。本人の意向を確認しながら、できる範囲内での協力を依頼してください。

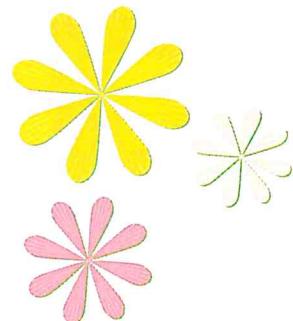
- 家族・親族

本人と離れて住んでいる家族で、見守りチームにご協力いただける方には、本人へ定期的に電話や訪問をお願いするとともに、近隣住民や見守りチームと顔見知りになっておくと良いでしょう。

[5]見守りチームの役割

発見

困りごとを見つける役割



発信

困りごとに対応できる福祉制度やサービスなど
知りうる情報を対象者に伝える役割

調整

困りごとを関係機関に伝える役割

啓発

地域の方々の「支えあい」の意識を高める役割

見守りチームのメンバーが、訪問したら異変を感じた

見慣れない業者が頻繁に出入りしている。

外出する様子をみかけなくなった。

2~3日、灯りがつかない。

電話や声かけにも応答がない。

見慣れない業者が頻繁に出入りしているたら、悪質商法の被害にあっているかもしれません。高齢者あんしん相談センターや消費生活センターに相談しましょう。



外出する様子をみかけなくなったら、家で閉じこもりがちになっているかもしれません。友人や家族にも相談し、ふれあい・いきいきサロンやぴんしゃん体操などに誘ってみましょう。



2~3日、夜になっても灯りがつかない、洗濯物が干しつばなしなどの様子をみかけたら、家の中で気分が悪くなっていたり、起き上がりなくなっているかもしれません。

家族や民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センターや市社協など関係機関に連絡しましょう。



郵便物がたまっていたり、電話や声かけなどにも応答がないなどの異変を感じた場合は、命の危険が疑われます。一人で立ち入らず、家族や民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター、行政、市社協などへ連絡し、状況に応じて 110番通報します。



★ 見守り活動を続けていくと、「サロンの誘いを断られた」、「訪問してもなかなか会えない」、「コミュニケーションがとりづらい」などうまくいかないこともあると思います。その場合は、日頃からあいさつを交わすなどご近所づきあいから始めてみてください。

そして、一人で悩まずに見守りチーム内や民生委員・児童委員、市社協に相談し、みんなで解決策をみつけていきましょう。



4. 個人情報の保護及び管理について

見守り活動を続けていくことで、気をつけなければならないことが個人情報の取り扱いです。

活動上知りえた個人情報（本人の住所・電話番号・生年月日・家族の状況・財産状況・趣味趣向など）は、本人の問題を解決するため以外に使ってはいけません。見守り活動とは関係のない人々へ個人情報が伝わることは、本人や家族が不利益を被ることになります。

不用意に他人に話さない、個人情報が記載された書類を他人の目に触れる所に置かないなど、日頃から十分注意してください。

【本部事務所】

〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

(市役所第3庁舎)

TEL 049-264-7212 / FAX 049-264-9440

URL <http://www.fujimino-shakyo.or.jp>

e-mail info@fujimino-shakyo.or.jp

【大井支所事務所】

〒356-0058 埼玉県ふじみ野市大井中央 2-2-1

(大井総合福祉センター4階)

TEL 049-266-1981 / FAX 049-266-1907

e-mail ohishisho@fujimino-shakyo.or.jp